

分科会 2 資料

協定づくりや啓発活動など、
平時ならではのボランティア活動について

目次

1.分科会での論点	1
2.災害対応のための条例、協定、協議会づくりについて	2
(1) 条例の実例	2
(2) 協定等の実例	7
(3) 協議会の実例	12
3.イベント・展示や訓練の実例	16
(1) イベントの実例	16
(2) 訓練の実例	19

内閣府（防災担当）

防災ボランティア活動検討会（第4回）

平成17年10月30日

1. 分科会での論点

(1) 災害対応のための条例、協定、協議会づくりについて

- ・ 災害対応のための協議会の果たす役割、平時からの連携内容
- ・ ボランティアと自治体、事業者等との協定実例
- ・ 協定づくりにむけた工夫、プロセス
- ・ 協議会運営のために自治体や社協等が果たす役割 等

(2) イベント・展示や訓練など、効果的な啓発・参加を呼びかけ方について

- ・ イベントの企画内容
- ・ イベント企画運営のための担い手、役割分担
- ・ 訓練の実施内容
- ・ 訓練企画運営のための担い手、役割
- ・ イベント、訓練への参加、呼びかけ方 等

(3) 一般のまちづくり団体や市民活動と、防災ボランティア活動との融合について

- ・ 地域の「減災」にむけてできる活動
- ・ 一般まちづくり団体、ボランティア、市民団体との連携内容
- ・ 災害時に対応できる平時からの活動や連携の具体的な内容 等

(4) その他

2 . 災害対応のための条例、協定、協議会づくりについて

(1) 条例の実例

災害時のボランティアに関する条例、もしくは災害時のボランティアについて明記されている条例について、都道府県、市区町村それぞれから代表的なものを紹介する。

福井県の例【福井県災害ボランティア活動推進条例】

荒川区の例【荒川区災害対策基本条例（一部関係部分の抜粋）】

災害ボランティア活動は、被災地等における大量かつ多様な被災者の要請に迅速かつ的確に対応するため、重要な役割を果たしている。

とりわけ、福井県では、平成九年に発生したロシアタンカー油流出事故における災害ボランティア活動の経験を踏まえ、平常時から、県、県民および関係団体が協働して災害ボランティア活動の推進に関する施策を展開してきたところであり、その結果、平成十六年七月十八日に発生した福井豪雨災害においては、県内を始めとして全国からの多数の災害ボランティアの協力により、迅速な復旧に資するところとなった。

ここに、人と人とのきずなの強さを改めて認識し、県民が誇りをもってこの成果を将来の世代へ継承していくことを決意するとともに、協働の理念に基づいた災害ボランティア活動の重要性を広く全国に発信し、および福井県が災害ボランティア活動の先進県となることを宣言し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、災害ボランティア活動の推進に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、災害ボランティア活動の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害ボランティア活動を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての県民が互いに助け合うことにより安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「災害ボランティア活動」とは、相当規模の災害が発生した地域またはその周辺の地域（以下これらの地域を「被災地等」という。）において被災者の要請に応じて自発的に被災者を支援する活動および当該活動が迅速かつ円滑に行われるようにするための平常時（災害の発生による日常生活への支障がないときをいう。）の活動をいう。

（基本理念）

第 3 条 災害ボランティア活動の推進は、県民と関係行政機関との信頼関係に基づく密接な連携および協力を旨として行われなければならない。

2 災害ボランティア活動の推進に当たっては、災害ボランティア活動を行う者の自主性および自律性が十分に尊重され、ならびに生命および身体の安全について十分に配慮されなければならない。

3 災害ボランティア活動の推進は、被災地等の状況の変化に的確かつ柔軟に対応することができるようにすることを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、災害ボランティア活動の推進に関する施策を策定し、および実施する責務を有する。

2 県は、県民が県外における災害ボランティア活動を積極的に行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解)

第 5 条 県民は、あらゆる機会を通じて災害ボランティア活動に対する理解を深めるとともに、それぞれの実情に応じて、災害ボランティア活動を行うよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第 6 条 事業者は、その事業に従事する者が災害ボランティア活動を積極的に行うことができるよう、それぞれの事業所の実情に応じて、災害ボランティア活動を行うための休暇制度の導入およびその取得の促進その他勤務体制の整備を行うよう努めるものとする。

(市町村等との連携協力)

第 7 条 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、市町村と緊密な連絡を保たなければならない。

2 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の実施に当たっては、国および他の都道府県ならびに災害ボランティア活動を行う団体との連携協力を図るものとする。

3 県は、災害ボランティア活動の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、福祉、医療、建築、教育その他の分野における専門的な知識経験に基づいて災害ボランティア活動を行うことができる者との連携協力を図るものとする。

(普及啓発)

第 8 条 県は、県民が災害ボランティア活動についての理解を深め、および災害ボランティア活動を積極的に行う意欲を高めるため、広報活動、教育および研修の機会の充実その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第 9 条 県は、災害ボランティア活動が被災者の要請に迅速かつ的確に対応したものとなるよう、災害ボランティア活動に関する専門的知識を有する人材の育成に努めるものとする。

(調査研究)

第 10 条 県は、大学、試験研究機関等と連携して、災害ボランティア活動を効果的に実施するために必要な調査、資料および情報の収集、分析ならびに研究に努めるものとする。

(災害ボランティア本部の設置の要請等)

第 11 条 知事は、災害が発生した場合において、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請することができる。

2 知事は、前項の規定による要請に基づいて災害ボランティア本部が設置されたときは、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、施設および情報通信機器の整備その他の必要な支援を行うものとする。

(情報提供等)

第 12 条 知事は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、報道機関、市町村、災害ボランティア本部、災害ボランティア活動を行う団体等と相互に連携協力して、被災地等の

情報の迅速な収集および的確な提供に努めるものとする。

(災害ボランティア活動に対する支援等)

第 1 3 条 知事は、災害が発生した場合において、災害ボランティア活動を行う意欲を有する者が迅速かつ容易に災害ボランティア活動を行うことができるよう、相談、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、次条第七項の規定により処分された基金の額を財源として、県内における災害ボランティア活動および県外における県民の災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、移動手段の確保、ボランティア保険への加入その他の必要な支援を行うものとする。

3 知事は、前項の支援を行うに当たっては、当該支援の公平性および透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(基金の設置)

第 1 4 条 災害ボランティア活動を推進するため、福井県災害ボランティア活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

6 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

7 知事は、災害ボランティア活動の推進に必要な措置を講ずるため、基金の全部または一部を処分することができる。

8 前各項に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(委任)

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。(福井県災害ボランティア活動基金条例の廃止)

2 福井県災害ボランティア活動基金条例(平成 9 年福井県条例第 3 5 号)は、廃止する。

(福井県災害ボランティア活動基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際前項の条例に基づく基金に属する現金は、この条例に基づく基金に属する現金とみなす。

荒川区民は、区民の生命と生活を脅かす震災や水害などの危機に際し、自ら災害に立ち向かうとともに、互いに助け合い支え合い、困難を乗り越え、かけがえのないこのまちを守ってきた。荒川のまちに息づく「自らの生命は自らが守る」という自助・自立の精神と、「自らのまちは自らが守る」という互助・連帯の精神は、すべての災害対策の基本となるべきものである。私たちは、この精神を受け継ぎ、阪神・淡路大震災をはじめとする過去の大災害の教訓に学び、安全で安心して暮らせる「防災安心社会」の実現に向け、強い危機管理意識の下に力を合わせて災害に立ち向かう決意を表明し、ここに、この条例を制定する。

(区民の責務)

第3条 区民は、日頃から防災知識の習得に努め、自らの住居からの出火を防止するとともに、災害に備え、次に掲げる手段を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 住居等の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 初期消火に必要な消火器等の準備
- (4) 消火及び生活用の貯水
- (5) 飲料水及び食糧の確保
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- (7) 前各号に掲げるもののほか、日常の防災対策に関し必要なこと。

2 区民は、区及び防災関係機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、防災訓練に積極的に参加するなどして、防災行動力を身につけるよう努めるものとする。

3 区民は、災害時においては、自らの安全を確保するとともに、情報の収集に努め、相互に協力して、初期消火並びに消防署及び警察署への通報等を行い、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保並びに地域社会の混乱の防止に努めるものとする。

(防災区民組織の育成)

第11条 区長は、防災区民組織の活動に対し、支援及び協力を行い、その充実に努めるものとする。

2 区長は、消防署、消防団、警察署等の協力の下、防災区民組織に対し、消火、救助及び救護の訓練に必要な指導を行うものとする。

(災害ボランティアへの支援)

第12条 区長は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施を確保するため、災害ボランティアの育成を図るとともに、必要な支援を行うものとする。

(ボランティアの受入れ)

第26条 区長は、災害時において、区内外のボランティアによる救援活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受入態勢を速やかに整え、ボランティアと連携して応急活動に当たるものとする。

(2) 協定等の実例

災害時もしくは防災に関連するボランティアと関係機関との間で結ばれた協定、もしくはそれに関連する実例を紹介する。

名古屋市と各区災害（防災）ボランティアとの協定

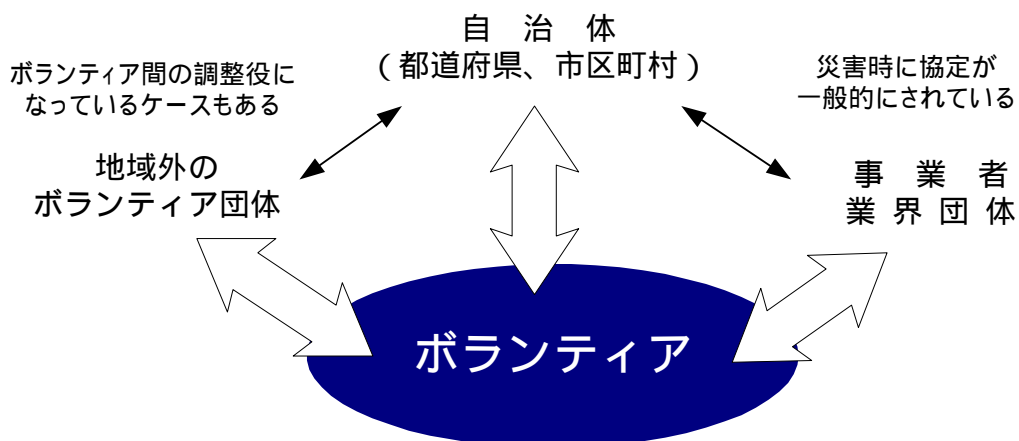
参考：「災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書」

災害救援ボランティア推進委員会

杉並 NPO・ボランティア活動推進センター

日本災害救助犬協会

図1 ボランティアとの協定として考えられる主体



名古屋市と各区災害（防災）ボランティアとの協定

- ・平成17年6月18日、なごやボランティア・NPOセンターにて、名古屋市と特定非営利活動法人レスキューストックヤード、災害ボランティアコーディネーターなごやをはじめ、各区に立ち上がった災害（防災）ボランティアネットワーク（守山、港、天白、緑、北、名東、東区）とが『災害時における一般ボランティアの受け入れ活動に関する協定』を締結。
- ・名古屋市と民間団体が、災害時に市や区に設置される「災害ボランティアセンター」の設置・運営や、市の防災訓練などに協力すること、平常時の地域防災活動を協力しながら行くことを約束するもの。各区の災害（防災）ボランティアネットワークとは、主に名古屋市の災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了生が中心となり立ち上がった団体。

以下、協定書の9団体

- 『特定非営利活動法人レスキューストックヤード』
- 『災害ボランティアコーディネーターなごや』
- 『防災ボラネット守山』
- 名古屋みなと災害ボランティアネットワーク』
- 『名古屋みどり災害ボランティアネットワーク』
- 『名古屋きた災害ボランティアネットワーク』
- 『天白でいぷり』（天白防災助け合いの会）
- 『名東災害ボランティアの会』
- 『あいち防災リーダー名古屋ブロック支部』

参考：「災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書」

名古屋市（以下「市」という。）と災害救援系ボランティア団体及びNPO（以下「協力団体」という。）は、災害時における災害応急対策又は災害復旧対策としての一般ボランティア受入活動に係る協力及び平常時の防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力活動）

第1条 災害時に市が協力団体に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること。
- (2) 「名古屋市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (3) その他ボランティア活動に関すること。

（センターの設置）

第2条 市は、災害規模に応じて、市・区災害対策本部において、センターを設置する。

- 2 市は、センターの設置に当たっては、ボランティアと被災者のニーズとの調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を協力団体に要請する。
- 3 協力団体は、前項の要請があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するように努めるものとする。

（活動拠点）

第3条 災害時にコーディネーターが活動する拠点はセンターとする。その他の活動拠点については、市と協力団体との協議のうえに決定するものとする。

（センターの運営）

第4条 市は、センターの運営に当たっては、コーディネーターの自主性を尊重しなければならない。

（センターの閉鎖）

第5条 コーディネーターは、センターが閉鎖されるときは、当該活動について、市や社会福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

（費用負担）

第6条 市の協力要請に基づき協力団体が活動を行った場合、市が必要と認めた経費は、市が負担するものとする。

（活動期間）

第7条 市の協力要請に基づく協力団体の該当活動の期間については、市と協力団体とが協議して決定するものとする。

（平常時の協力活動）

第8条 協力団体は、平常時からしの実施する次の施策について協力するものとする。

- (1) 災害時のボランティア活動に関わる講座、研修会等
- (2) 「防災週間」を中心に開催される「なごや市民総ぐるみ防災訓練」
- (3) その他、防災に関する啓発活動に関すること

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度市と協力団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成 17 年 月 日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 17 年 月 日

特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表者

災害ボランティアコーディネーターなごや
代表者

防災ボランティア守山
代表者

名古屋みなと災害ボランティアネットワーク
代表者

名古屋みどり防災ボランティアネットワーク
代表者

名古屋きた防災ボランティアネットワーク
代表者

災害救援ボランティア推進委員会と群馬県「災害ボランティアに関する覚書」

- ・ 災害救援ボランティア推進委員会は、新潟県川口町の要請にもとづき、隣接県であり、中継点となる群馬県との間に「災害ボランティアに関する覚書」を11月2日に締結し、継続的な支援活動を開始した
- ・ 具体的には、群馬県内でボランティアを募集、受付、登録するための群馬県支援センターを11月4日に群馬県庁内に設置。また同日の朝7時には新前橋駅より日帰りボランティアバスの第一陣（12月3日まで毎日運行予定）が被災地川口町に出発した。
- ・ 川口町で受け入れ体制の準備を並行した行い、千葉RBのメンバーの先発部隊などと連携を図った。
- ・ 11月7日には川口町との間でも「ボランティアに関する支援協定」を締結

杉並 NPO・ボランティア活動推進センター

- ・ 杉並区社会福祉協議会は、杉並区と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を結び、杉並区内で震度6弱以上の地震が発生したとき、東海地震注意情報が発表されたとき又は警戒宣言が発せられたとき、杉並区と協議して「災害ボランティアセンター」を設置することになっている
- ・ 平成17年9月台風14号では、この協定に基づき、ボランティアセンターを設置し、活動を行った

「日本災害救助犬協会」

- ・ 平成9年7月1日、東京消防庁と「災害救助犬の出動に関する協定書」を締結し、その後、東京都港区、埼玉県入間市、千葉県市川市などとも協定を結び、一旦緩急の場合には、速やかな救援活動が行えるよう態勢を整えている。
- ・ 毎年9月1日の防災の日を中心に各地で行われる防災訓練に参加し、市町村の防災機関、消防署、自衛隊、医療機関、災害ボランティア等の防災関係組織と連携を図り、実際の災害時を想定した訓練に実施。

http://www.kinet.or.jp/kyujoken/syokai_kyokai.htm

(3) 協議会の実例

災害時のボランティア活動のためにつくられた協議会に関連する情報および協議会の実例について代表的なものを紹介する。

第3回防災ボランティア活動検討会 発言録より

【行政とボランティア、関係セクターが連携したネットワークづくり】

【災害後の支援や救出・救助活動などの活動をしっかりするための準備が必要】

参考：第3回防災ボランティア活動検討会 資料より抜粋

【福井県災害ボランティアセンター連絡会】

【三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会】

【横浜災害ボランティアネットワーク会議】

【行政とボランティア、関係セクターが連携したネットワークづくり】

- ・ 広域で災害が起こった場合、ボランティアセンターを立ち上げようとする行政と、すぐに必要ないと考えた行政が出てくる可能性がある。そういった地域の差を埋めるために飛騨地域では自治体と社協を中心に、災害時のマニュアル、ボランティアを受け入れるためのマニュアルづくりをはじめている。マニュアルづくりを通じて、参加自治体間でボランティアセンターの支援の仕組みを考えている。それぞれが持っているノウハウは各自自治体やほかの地域にもフィードバックできる。
- ・ 京都府では、台風23号水害が終わったら、その結果を検証することになった。それと同時に、行政と協働でボランティア体制のボランティアのセンターをつくるために動きはじめ、5月29日に常設の災害ボランティアセンター「京都府災害ボランティアセンター」を発足。事務局は府社協。京都府は地域福祉室、保健福祉の主管課、防災室の3セクションが入っている。京都府の生協連、府社協、市町村商工連合会、京都NPOセンター、YMCA、日本赤十字社京都支部、赤十字のボランティア団体など合計21団体・機関で構成している。
- ・ 愛知県は、阪神・淡路大震災の翌年から「防災のための愛知県ボランティア連絡会」を立ち上げている。県社協、日赤愛知県支部、ボーイスカウト、ガールスカウト、11の組織で発足。愛知県と年に4回協議や平常時には愛知県が主催するいろいろな防災イベントに参画している。緊急時には愛知県がボランティア支援本部の場所を提供し、公設民営という形でコーディネーターを派遣する、知事との協定を結んでいる。2000年の東海豪雨水害のときに初めて試された。

【災害後の支援や救出・救助活動などの活動をしっかりするための準備が必要】

- ・ 災害後の支援や救出・救助活動などの活動をしっかりするための準備をつくっておく必要がある。その中には訓練、ボランティア間のネットワークづくりなど、災害時にスムーズに対応できるような体制や装備、あるいは知識・能力を準備するという活動が必要。
- ・ 三重県の「ハローボランティア・ネットワークみえ」は養成講座ではない革新的な平時の活動。災害時に活躍する人材を養成するのではなく、発見するものと発想を変えた。ボランティア活動はすべてシナリオ通りに進めるのではなく、ある一定のルールに基づき、対応しなければならない。平時に予想外にたくさんの人の対応を養うために、イベント会場でボランティア活動の運営支援を行う活動を実践している。イベント会場のゴミナビゲーターなどの運営支援は、災害時のボラセンの運営に役立つと考えられる。人だけではなく、物資や資金（ロジスティックス）組織間の連携もうまくできるしくみができている。
- ・ 新居浜社協では、ボランティア講座やコーディネーターの養成研修等を社協では行っているが、そういった行事だけのつきあいにならないよう、多面的な関係がつかれるように配慮している。たとえば、防災以外にも、趣味などを通じてかわりを持つなど心がけている。
- ・ 神奈川県内で、13地区の市町村でネットワークをつくり、コーディネーター養成講座の初級編・中級編を、年に2回ずつ実施している。ボランティア部会と県民活動サポートセンターの支援チーム、神奈川県災害ボランティアネットワークと県民活動サポートセンターと連携し、300名程度参加して防災センターの設置訓練、シミュレーションを実施している。この訓練で現場の情報がきちんと共有できるか検証ができる。
- ・ 高知県は、南海地震を想定して市民が作る防災フォーラムを開催すると同時に、「高知災害ボランティアネットワーク会議」という場を設けて、日赤、生協、経営者協会など合計で10団体加盟し

てネットワーク会議を実施している。そのネットワークで、年に一度程度、災害ボランティア実地研修をしている。NTTの協力を得て、電話回線を引いてきて災害ボランティアセンターの運営実施研修をしている。災害対応の経験がある人に協力いただき、「現場」の雰囲気、感覚を再現できるように工夫している。

- ・ 大分県では支援する健常のボランティア活動にとどまらず、車いす体験などを取り入れるなど、普段の生活では見えてこない立場を理解してもらえるように、リーダー養成講座を工夫している。
- ・ 子どもの安全関係のボランティア、福祉関係など市民と接触する人たちが災害時に果たす役割は大きい。そういった人たちに、災害時の対応を考えていただくことが大事。

【福井県災害ボランティアセンター連絡会】

県災害対策本部が設置される大規模災害が発生した際などに、災害ボランティアの活動拠点として設置される「災害ボランティアセンター」の設置および運営に関する基本事項を協議・決定する。また、平常時において、構成団体相互間の連携・協力関係の推進等に努めるなど、災害時における迅速かつ的確な対策を実施。活動内容は下記の通り。

センターの設置・運営に関すること。

災害ボランティア活動を円滑に行うための構成団体相互間の情報交換および交流に関すること。その他、センター活動の推進に関すること。

福井県災害ボランティアセンター連絡会の構成団体一覧

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| 1) 環境ふくい推進協議会 | 2) 社団法人 日本青年会議所ふくいブロック協議会 |
| 3) 日本赤十字社福井県支部 | 4) 日本労働組合総連合会福井県支部 |
| 5) 福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会 | 6) 福井県国際交流協会 |
| 7) 福井県山岳連盟 | 8) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 |
| 9) 福井県生活協同組合連合会 | 10) 福井県壮年団連絡協議会 |
| 11) 福井県レクリエーション協会 | 12) 福井県連合青年団 |
| 13) 福井県連合婦人会 | 14) 財団法人 福井県老人クラブ連合会 |
| 15) 特定非営利活動法人 ふくい災害ボランティアネット | |

【三重県防災ボランティアコーディネーター養成協議会】

三重県防災ボランティアコーディネーター養成講座を三重県民自ら運営していく為の母体として、平成12年度に三重県の呼びかけで集まった率先市民による協議会で、13年度以降は、養成講座の修了生の中から有志を募ってメンバーを増やしている。

月1回定例会を基礎に、養成講座の企画・運営の他、各地域での防災啓発活動、特に子ども達に向けた啓発活動や、三重県という地域特性を反映した活動に力を入れており、地域での啓発スキル（ほのぼの灯り、DIY、タウンウォッチング、ココアパウダーを使った断層の実験、液状化実験など）を持った講師の派遣事業なども行っている。

【横浜災害ボランティアネットワーク会議】

横浜災害ボランティアネットワーク会議は阪神淡路大震災での教訓をもとに、横浜でも災害時に備えて平常時からのボランティア団体間の相互交流をはかっていこうと、1996年5月18日に設立。横浜市内で活動をしている79のボランティア団体・組織・グループと9人の個人会員が加盟。

活動内容

- ・ 震災や災害時にボランティア団体として、最も適切な役割を果たすために平常時から団体間での交流と情報交換を実施
- ・ 震災や災害時に最も適切な支援活動を行うための方法を取得するための研修やシミュレーション活動を実施
- ・ 被災地のニーズを見極め、状況に応じた効果的な支援プログラムを開発、実施できるコーディネーターの養成を実施。

3 . イベント・展示や訓練の実例

(1) イベントの実例

災害ボランティアに関連するイベント、展示の実例として、行政、民間企業とボランティアが協働で実施している代表的な取り組みと、企業ボランティアが実施している取り組みを紹介する。

神奈川県防災フェア 2 0 0 5

トヨタグループ災害ボランティアネット 『災害ボランティア体験イベント』

災害ボランティア平常時の活動

- ボランティア団体相互の協力関係を築く
- 互いの得意とする活動分野を尊重する
- 互いの地域での活動を支援・協力する
- 企業・行政と相互理解と信頼関係を築く
- 平常時のボランティア活動を
 災害時の支援活動につなげる
- 企業・行政と協働で訓練を重ねる

企業・行政・ボランティアが協働で 開催した防災訓練事例から得られた事

- 開催者と参加市民共に主催者となれたこと
- 体験型として、個人が興味のある活動に参加できたこと
- 参加者が支援者としてボランティア体験ができたこと
- 企業とボランティア相互の理解が深まったこと
- 参加を希望する企業・団体が容易に参加ができたこと
- 企業・ボランティア・行政が、持ち寄りで運営することにより経費節減が図られたこと
- 企画段階からの協働で、互いの自主性が尊重あれたこと

防災フェア2005 in KANAGAWA

平成17年8月25日(木)

午前10時～午後4時まで

場所:横浜市鶴見区末広町1-7-7

東京ガス(株)環境エネルギー館&野球グラウンド

主催:東京ガス(株)・共催横浜災害ボランティアバスの会

協力:鶴見区連合自治会・横浜市消防局・鶴見区役所・川崎市水道局

ボランティアゾーン協力(株)ダイイチ・JFEコンテナ(株)・(株)かもめパン・日立化工(株)・日本メドトロニクス(株)・興亜紙器(株)

横浜災害ボランティア団体への説明会

様々な活動をしている団体が、今回のフェアのイメージを共有することから始まった。



炊出しについては、対象人員が多いことから、もっとも時間をさいて検討をした。5千人分の炊出しに自信を深める。



現場検討会。
夜7時から始まり日没まで検討を重ねる。



運び込まれる食料と備品。
この時は小雨……



ボランティアセンター立ち上げ。 受付を開始する。



ボランティアメンバーの打合せ。ここは激震被害地であることなど、宇田川リーダーから挨拶



はしご車も到着。霧雨



霧雨を浴びながらも華麗な演技





神奈川支店尾花支店長から 主催者挨拶がなされた



共催の 横浜災害ボランティア バスの会吉村会長からご挨拶



ボランティアゾーンの宇田川 責任者から諸注意



ダンボールでの更衣室・トイレに 関心が集まる。



**AEDが1分遅れると、生きて退院する
確率は10%減少するとも言われる**



救命士がボランティアで参加



地震の揺れを体験する防災指導車



中越地震の震度7を体験する



ダンボール工房の活動



- ダンボールの更衣室
- 避難所で着替えや授乳、治療など様々なニーズがだされている。

体育館内をサークルで仕切り、プライバシーの確保に活用。寒さよけにもなる





ダンボール工房は被災地でも 子どもに人気があった





田麦山小の子どもたちが送ってきたジャガイモ はすぐに完売。冬の長靴代になる予定



震度7に耐えた小学校の生徒は48人





がんばろう田麦山



田麦山小学校山の子児童会

田麦山から寄せられた品々





給食活動を手伝う少年消防クラブ員



6階の休憩室で昼食。人気はカップ麺



シアターの催しの整理券を配る



中越地震コーナーで活動パネルを展示



雨が激しく炊出しの場所は冠水 そのため急遽移転をした



今回の炊出しのためにJFE社がドラム缶で鍋を作ってくれた



テントの食堂スペース



パネル展示に見入る市民



残った品はバザーとし、田麦山に寄贈



女優五大路子さん、 パールバックの「つなみ」を朗読



NHK元解説員伊藤和明氏の 分かりやすい地震・津波・火山の話





田麦山小学校生徒48人への支援

- 田麦山は震度7に襲われ、その後も数ヶ月激震に襲われた地域です。この経験はわが国の地震災害史上例のない被災です。地区のほとんどは仮設住宅。子どもたちは農地を借りてジャガイモ、そば、野菜を作り学業に必要な経費を自分たちで稼ぎ出す。
- この冬、48人は新しい長靴を買うことができると先生は生徒に代わって感謝した。



伊藤和明氏などなぜなぜ問答に応じる



帰路につくためバスを待つ



ああ・楽しかった！



トヨタグループ災害ボランティアネット『災害ボランティア体験イベント』

時間	平成 16 年 9 月 10 日 (土) 午後 1 時 - 9 月 11 日 (日) 14 : 00
場所	トヨタスポーツセンター (豊田市保見町)
参加者	トヨタグループ災害Vネット登録者・地域の方など 300 名
主催	トヨタグループ災害Vネット(トヨタ関連企業 13 社で構成) - (株)豊田自動織機・愛知製鋼(株)・アイシン精機(株)・(株)デンソー・トヨタ紡織(株)・豊田合成(株)・豊田工機(株)・トヨタ車体(株)・(株)東海理化・(株)豊田中央研究所・大豊工業(株)・愛三工業(株)・トヨタ自動車(株)
協力	豊田市役所、日本赤十字社愛知県支部、NPO 愛知ネット、豊田市社会福祉協議会、愛知太陽の家、豊田市視覚障害者福祉協会、豊田市手をつなぐ親の会
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ けが人の救護 ・ 障害者のサポート ・ アマチュア無線の活用 ・ 非常食 ・ 密着スペースで寝袋での就寝などの体験 ・ 講和『地域の地震防災力向上』(名古屋大学 大学院 福和教授)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「トヨタグループ災害Vネット」は 2003 年 4 月に「トヨタボランティアセンター」を事務局として立上げ、自然災害発生時に人やモノなど企業の強みを活かし、ボランティアとして被災者(地)の自立復興支援を行う ・ 開催場所であるトヨタスポーツセンターは、豊田市と避難所協定を締結している

(2) 訓練の実例

行政とボランティアが連携した訓練と市民・ボランティア主体による訓練、それぞれ代表的な取り組みを紹介する。

練馬区災害医療訓練

市民による防災訓練・帰宅困難者対応訓練

練馬区災害医療訓練

時間	平成 17 年 10 月 23 日（日） 午前中
場所	練馬区立石神井東中学校 / 順天堂大学医学部附属練馬病院
参加者	防災住民組織、専門機関等
主催	練馬区
協力	練馬区医師会・練馬区歯科医師会・練馬区薬剤師会・練馬区柔道接骨師会 日本大学医学部附属光が丘病院・順天堂大学医学部附属練馬病院・光が丘消防署 光が丘警察署・特定非営利活動法人日本ファーストエイドソサエティ 周辺地域の避難拠点運営連絡会の皆さん・日本ボーイスカウト練馬地区委員会 模擬患者ボランティア、練馬区保健所・練馬区防災課
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・看護師・歯科医師・柔道接骨師・保健師等により震災時に多数発生すると想定される傷病者を、すばやく診察し、治療の優先順位を決定する「トリアージ訓練」およびその処置や安否確認等を行う災害医療訓練を行うもの。 ・ 「トリアージ」とは、傷病者の状態を軽症（緑）/中等症（黄）/重症（赤）/死亡（黒）という4つのレベルに区分し、「トリアージダッグ」で表示することで、緊急を要する患者から治療を行うというもの。 ・ 区の後方医療機関である順天堂大学医学部附属練馬病院に運ばれてきた「模擬患者」役を、順天堂病院の医師等がトリアージし、中等症以上は順天堂病院で処置し、軽症者は、軽症者医療救護所である石東中へ自分で歩いて移動する。 <p>【模擬患者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 模擬患者は症状に応じて、包帯やばんそうこう、メーク用血のりなどを使用して、各自アレンジする。 ・ 症状にあわせた演技をする。症状によるが大声で騒いだりうめいたりする。 <p>【想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年 10 月の日曜日朝 9 時、東京都と埼玉県境界付近を震源とする強い地震が発生し、練馬区で震度 6 弱以上を記録。 ・ 区内各地で住宅や商業施設用を中心に、大きな被害が発生し、多数の区民が区内避難拠点や公共施設の一部に避難し、死者、負傷者も多数発生。 ・ 道路、鉄道等の交通網、電気・ガス・水道等のライフラインが寸断。 ・ 東京都の災害拠点病院である順天堂練馬病院では、多数の入院患者および外来患者を抱え、被災者の受入れに関して、中等症以上の患者の受入れを決定。 ・ 軽症患者を含め、負傷した患者が続々と同病院に押し寄せ、練馬区・練馬区医師会・順天堂練馬病院と協議した結果、同病院近隣の区立石神井東中学校に臨時的に軽症者医療救護所を設置することに決定、同校に要請。
備考	区内の避難拠点運営連絡会より、模擬患者を出し、担架を利用した傷病者の搬送に協力していただく

市民による防災訓練・帰宅困難者対応訓練

時間	平成 16 年 8 月 28 日 (日) 午前 9 時 30 分 ~ 午後 5 時
場所	JR 池袋駅西口 ~ 埼玉県さいたま市 (中山道 < 国道 17 号線 > の約 18km)
参加者	市民・企業・行政・関係各機関・労働組合
主催	東京災害ボランティアネットワーク
協力	沿道のガソリンスタンド・小学校他
訓練内容	<p>【徒歩帰宅訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大災害によって鉄道・車での移動が困難になり、徒歩での帰宅を余儀なくされたことを想定し、都心～郊外まで約 10～15km の行程を徒歩で擬似帰宅する。 ・ 徒歩帰宅の際に重要になってくるであろう「街道地図 (エイドステーション間) 」の重要性と集団での徒歩帰宅を体験する。 <p>【エイドステーション設置訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩帰宅を始めた帰宅困難者に対する沿道支援としてエイドステーションを立ち上げ、給水、情報提供などを行う。 ・ ガソリンスタンド・小学校・その他にて、ガソリンスタンド職員および地域住民の参加で、給水・給食・情報提供などの拠点設置訓練を行う ・ エイドステーションを担う支援者は、施設所有者(従業員)や地域住民、駆けつけたボランティア等が担う (また、エイドステーションになりうる施設として、大学施設・街道沿いの企業 (工場) ・宗教施設や、ガソリンスタンドを想定) <p>【情報伝達訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人力、無線、バイク隊、GPS、携帯電話などによる情報伝達 / 拡声器、地図、PC、壁新聞などによる情報伝達訓練を行う。訓練者やバイク救援ボランティアが、カメラ付きの携帯電話を使って、ホームページに通過地点の情報をアップして共有するといったユニークな試み ・ 被災地を「点」ではなく「線」として、また「面」として把握し、広域的な活動を円滑に進めるために、また、後に続く帰宅困難者への情報提供のために、情報の収集と精査は重要 ・ 訓練ではアナログな手法と IT を利用した情報伝達の双方を行う